

各府省担当課室 御中

総務省自治財政局財務調査課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正における留意点について

平素から地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただきありがとうございます。

標記の件について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）が平成23年8月30日に公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の一部を改正する規定が本日施行されました。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高める改革を推進するため、地方公共団体の国等（国並びに廃止前の健全化法附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等をいう。）への寄附金等の支出について、法律による原則禁止を改め、地方公共団体の自主的な判断に委ねることとするものです。

本改正については、衆議院及び参議院の審議において附帯決議（別紙3）がなされました。これに御留意いただくとともに、本改正に合わせて行われた「地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて」（平成23年11月29日閣議決定）（別紙4）も踏まえ、引き続き国と地方の財政規律が確保されるよう適切な運用をお願いいたします。

特に、当該閣議決定中2.「地方公共団体から自発的な寄附金等の支出があった場合」における「寄附金等の金額、経緯及び内容の公表」については上記附帯決議も踏まえ、各府省のホームページ上に掲載する等による確実な実施をお願いします。また、公表に当たっての様式の例示（別紙6）を添付しますので、適宜参考にしてください。

また、廃止前の健全化法附則第5条に関連する通知を廃止するとともに、各都道府県知事、各指定都市市長等あてに本改正について通知（別紙7）を発出しましたことを申し添えます。

総務省自治財政局財務調査課
企画係 桑名
Tel:03-5253-5647
e-mail:s.kuwana@soumu.go.jp

別紙目次

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）本文（抄） …… 1
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照表（抄） …… 2
- 3 衆議院総務委員会附帯決議（平成23年8月11日）（抄）及び参議院総務委員会附帯決議（平成23年8月26日）（抄） …… 4
- 4 「地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて」（平成23年11月29日閣議決定） …… 5
- 5 「官公庁に対する寄附金等の抑制について」（昭和23年1月30日閣議決定） …… 6
- 6 公表に係る様式 …… 7
- 7 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条関連）の施行について」（平成23年11月30日） …… 8

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）（抄）

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十六条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。（略）

附則第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 …（略）…第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）…（略）の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄） 新旧対照条文
 ○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）（第十六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第一条～第四条（略）</p> <p>第五条及び第六条 削除</p>	<p>附則 第一条～第四条（略）</p> <p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条にお</p>

第七条～第十三条 (略)

て「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

(国等に対する寄附金等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日前に旧再建法第二十四条の規定によりされた同意又は協議の申出は、前条の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

第七条～第十三条 (略)

地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて

〔平成 23 年 11 月 29 日
閣 議 決 定〕

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）附則第 5 条の規定が廃止されたところであるが、国と地方の財政規律の確保の観点から、地方公共団体の国、独立行政法人等に対する寄附金等（寄附金、法令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。）をいう。以下同じ。）については、次の方針によることとする。

1. 各府省においては、国と地方の財政規律を確保する観点から、地方公共団体との関係において、「官公庁に対する寄附金等の抑制について」（昭和 23 年 1 月 30 日閣議決定）を引き続き遵守するとともに、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条の 5 で禁止されている割当的寄附金等はもとより、それと誤解を受けるとともに以下の行為は行わないこと。
 - （1）寄附金等の支出をしない場合における不利益な取扱い及びその示唆
 - （2）第三者を通じた寄附金等の要求又は勧誘
 - （3）（1）及び（2）のほか地方公共団体の寄附金等に関する自発的な意思決定に影響を及ぼすような行為
2. 各府省においては、地方公共団体から自発的な寄附金等の支出があった場合には、寄附金等の金額、経緯及び内容の公表に努めること。
3. 担当大臣は、廃止前の健全化法附則第 5 条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等に対し 1. 及び 2. に準ずるよう要請すること。

官公庁に対する寄附金等の抑制について（昭和23年1月30日閣議決定）

財政の窮迫化に伴い、最近諸官庁（学校を含む。）においてその経費の一部を諸種の寄附に求める傾向が著しいが、寄附者の自由意志によると言われる場合においても、その性質上半強制となる場合が多く、或いは国民に過重の負担を課することとなり、或いは行政措置の公正に疑惑を生ぜしめる恐れなしとしない。

よつて、極力かかる傾向を是正するため、次の方針によるものとする。

- 1 官庁の諸経費は、予算でもつて賄い、寄附金等の形によつて他に転嫁することは、極力これをつつしむこととし、これがため行政諸政策は、国家財政との関連において実行可能のものに限定するよう努めること。
- 2 官庁自身による場合はもとより、後援団体を通じてなす場合においても寄附金の募集は厳にこれを禁止すること。
- 3 自発的行為による寄附の場合においても、割当の方法によるものでなく、且つ主務大臣が弊害を生ずる恐れがないと認めたものの外その受納はこれを禁止すること。
- 4 前項によつて主務大臣が寄付の受納を認めた場合には、
 - (イ) 醸金にあつては、これを歳入に繰入、醸金の主旨を考慮の上予算的措置を講ずるものとする。
 - (ロ) 公共施設の寄附（適正賃貸料を下廻る借入の場合を含む。）にあつては、所定の手続をなし、且つこれを公表するものとする。
- 5 主務大臣は前各項の趣旨を部内に徹底せしめる措置を講ずること。
- 6 地方公共団体に対しても前各項に準ずるようその自粛を求めること。

(題名) の寄附について

(公表年月日)

(公表者)

以下のとおり（地方公共団体）から寄附を受領しましたので公表します。

- 1 寄附者 （地方公共団体）
- 2 寄附の金額
- 3 寄附の内容
- 4 寄附に至った経緯
（寄附に至った経緯を記載）

総 財 務 第 211 号
平成 23 年 11 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長 } 殿

総 務 大 臣

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第 5 条関連）の施行について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。以下「第 2 次一括法」という。）が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）の一部を改正する規定が本日施行されました。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めていくため、地方公共団体の国等（国並びに廃止前の健全化法附則第 5 条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等をいう。以下同じ。）への寄附金等の支出について、法律による原則禁止を改め、地方公共団体の自主的な判断に委ねることとするものです。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めていくため、地方公共団体の国等への寄附金等の支出を原則禁止していた健全化法附則第 5 条の規定を廃止したこと（第 2 次一括法第 16 条）。

なお、本改正の施行後においても、国と地方の財政規律の確保の観点から、国等への寄附金等の支出に当たっては、これまでの健全化法附則第 5 条の規定の運用も踏まえて、適切な財政運営に努められたいこと。

2 閣議決定

本改正の施行後においても、地方公共団体からの国等への寄附金等の取扱いについて、引き続き国と地方の財政規律が確保されるよう、以下の内容の閣議決定（別紙 1）を行ったこと。

- ① 各省庁においては、地方公共団体との関係において、寄附金の募集の禁止等を定めている「官公庁に対する寄附金等の抑制について」（昭和 23 年 1 月 30 日閣議決定）（別紙 2）を引き続き遵守するとともに、地方財政法第 4 条の 5 で禁止されている割当的寄附金等はもとより、それと誤解を受けるような以下の行為は行わないこと。

- (i) 寄附金等の支出をしない場合における不利益な取扱い及びその示唆
 - (ii) 第三者を通じた寄附金等の要求又は勧誘
 - (iii) (i)及び(ii)のほか地方公共団体の寄附金等に関する自発的な意思決定に影響を及ぼすような行為
- ② 各省庁においては、地方公共団体から自発的な寄附金等の支出があった場合には、寄附金等の金額、経緯及び内容の公表に努めること。
 - ③ 担当大臣は、廃止前の健全化法附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等に対し①及び②に準ずるよう要請すること。

3 相談窓口等

本改正の施行に合わせ、総務省自治財政局財務調査課に国等への寄附に関する相談窓口を設け、国等からの寄附に関する行為等について地方公共団体の相談を受ける体制を整備したこと。

また、施行後の状況に応じて、国等からの寄附に関する行為等について地方公共団体に調査を行うことも予定していること。

上記を踏まえ、2の閣議決定の趣旨に違背するような行為等がある場合には、必要に応じて各省庁へ申入れを行う等の対応を取る予定であること。

4 その他

- ① 第2次一括法の国会における審議において、衆議院及び参議院で附帯決議がなされたこと（別紙3）。
- ② 本改正に関連する政省令の規定を削除する改正を行ったこと（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）附則第3条及び第4条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）附則第3条及び第4条）。
- ③ 廃止前の健全化法附則第5条に関連する通知は廃止したこと。

総務省自治財政局財務調査課 企画係 桑名 Tel:03-5253-5647 e-mail:s.kuwana@soumu.go.jp
--

別紙目次

(資料は略)

- 1 「地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて」(平成23年11月29日閣議決定) …… 1
- 2 「官公庁に対する寄附金等の抑制について」(昭和23年1月30日閣議決定) …… 2
- 3 衆議院総務委員会附帯決議(平成23年8月11日)(抄)及び参議院総務委員会附帯決議(平成23年8月26日)(抄) …… 3